

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第121期（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

大同工業株式会社

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。

(<http://www.did-daido.co.jp/>)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数

連結子会社名

17社
株式会社大同ゼネラルサービス
株式会社D. I. D
新星工業株式会社
大同鏈条(常熟)有限公司
P. T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING
D. I. D VIETNAM CO., LTD.
DAIDO SITTIPOL CO., LTD.
D. I. D ASIA CO., LTD.
INTERFACE SOLUTIONS CO., LTD.
INTERFACE SYSTECH CO., LTD.
INTERFACE THAILAND CO., LTD.
DAIDO INDIA PVT. LTD.
DAIDO CORPORATION OF AMERICA
RAD MANUFACTURING, INC.
DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.
DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.
DID EUROPE S. R. L.

②非連結子会社名

株式会社大同テクノ
ダイド建設株式会社
翔研工業株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としての影響の重要性がないので、非連結子会社としております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用関連会社の数

会社名

1 社
株式会社月星製作所

②非連結子会社 3 社（株式会社大同テクノ、ダイド建設株式会社、翔研工業株式会社）及び関連会社 1 社（株式会社和泉商行）については、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社17社のうち、下記13社の決算日は12月31日であります。

大同鏈条(常熟)有限公司

P. T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING

D. I. D VIETNAM CO., LTD.

DAIDO SITTIPOL CO., LTD.

D. I. D ASIA CO., LTD.

INTERFACE SOLUTIONS CO., LTD.

INTERFACE SYSTECH CO., LTD.

INTERFACE THAILAND CO., LTD.

DAIDO CORPORATION OF AMERICA

RAD MANUFACTURING, INC.

DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.

DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.

DID EUROPE S. R. L.

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

上記のうち、INTERFACE SOLUTIONS CO., LTD.、INTERFACE SYSTECH CO., LTD. 及びINTERFACE THAILAND CO., LTD. については、当連結会計年度より決算日を従来の2月28日から12月31日へ変更したことにより、当連結会計年度における会計期間は10ヶ月間となっております。

連結子会社17社のうち、下記4社の決算日は連結決算日と一致しております。

株式会社大同ゼネラルサービス

株式会社D. I. D

新星工業株式会社

DAIDO INDIA PVT. LTD.

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却

原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2) デリバティブ

時価法

3) たな卸資産

製 品

: 主として売価還元法による原価法

仕 掛 品

: 主として総平均法による原価法

原材料・貯蔵品

: 主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。

2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

の れ ん
ソ フ ト ウ エ ア

: 5年間で均等償却しております。
: ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

そ の 他

: 定額法によっております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な繰延資産の処理方法

1) 社債発行費

: 社債発行費は当該社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

④重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

: 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

: 当社、国内連結子会社及び一部の在外連結子会社の従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

3) 役員賞与引当金

: 役員の賞与の支払に備えるものであって、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

4) 製品保証引当金

: 当社において、製品保証費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎に将来の発生見込額を計上しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについて、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ
ヘッジ対象 … 借入金の利息

3) ヘッジ方針

金利スワップについては、借入金の金利変動リスクを回避する目的で行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

なお、デリバティブ取引はあくまでも実需に裏付けられた範囲で行う方針であります。

4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、リスク管理方針に従って、以下の条件を満たす金利スワップを締結しております。

- I 金利スワップの想定元本と長期借入金の元本金額が一致している。
- II 金利スワップと長期借入金の契約期間及び満期が一致している。
- III 長期借入金の変動金利のインデックスと金利スワップで受払いされる変動金利のインデックスが一致している。
- IV 長期借入金と金利スワップの金利改定条件が一致している。
- V 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定である。

従って、金利スワップの特例処理の要件を満たしており、有効性の評価を省略しております。

⑥退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、当社、国内連結子会社及び一部の在外連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び確定給付企業年金制度に係る年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異は、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑦重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

⑧消費税等の会計処理の方法

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度末より「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を適用し(但し、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が3,145百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が72百万円減少し、少数株主持分が6百万円減少しております。

なお、1株当たりの純資産額は1円54銭減少しております。

3. 未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

数理計算上の差異は、連結貸借対照表上の純資産の部において税効果を調整した上で認識し、積立状況を示す額を負債又は資産として計上する方法に改正されました。また、退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法が改正されました。

(2) 適用予定日

退職給付見込額の期間帰属方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。なお、当該会計基準等には経過的な取扱いが定められているため、過去の期間の連結計算書類に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結計算書類作成時において連結計算書類に与える影響は、現在評価中であります。

4. 追加情報

法人税率の変更等による影響

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を37.8%から35.4%に変更しております。

この変更により、繰延税金資産の金額が18百万円減少するとともに、繰延税金負債(固定)の金額が3百万円増加し、法人税等調整額が21百万円増加しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

売掛金	183百万円
建物及び構築物	444百万円
機械装置及び運搬具	158百万円
土地	470百万円
投資有価証券	5,976百万円
計	7,233百万円

②担保に係る債務

短期借入金	3,344百万円
長期借入金	3,137百万円
計	6,482百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 38,258百万円

(3) 輸出手形割引高 3百万円

受取手形裏書譲渡高 371百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 47,171,006株

(2) 当連結会計年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 101,050株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成25年6月27日開催の第120期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	141百万円
・1株当たり配当額	3円
・基準日	平成25年3月31日
・効力発生日	平成25年6月28日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成26年6月27日開催予定の第121期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	282百万円
・1株当たり配当額	6円
・基準日	平成26年3月31日
・効力発生日	平成26年6月30日
・配当金の原資	利益剰余金

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画・投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを軽減するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、その取引金額の範囲内で先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後13年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に関するリスク）の管理

当社は、営業管理規定及び経理規定に従い、営業債権について各担当部署にて取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても当社に準じた同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については信用度の高い金融機関を取引先とし、相手方の債務不履行による信用リスクの軽減に努めております。

2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務の為替リスクに対して先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、先物為替予約は実需に裏付けられた範囲で取引を行っております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために金利スワップを利用しております。

投資有価証券については、定期的な時価や発行体企業の財務状況等を把握し、取引先企業等との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社は、デリバティブ取引の実行・管理については総務部が行い、その運用状況は総務部長が取締役会に報告しております。連結子会社は四半期毎に当社の取締役会にデリバティブ取引を含んだ財務報告を行っております。なお、デリバティブ取引に関する管理規定は特に設けておりません。

3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告等に基づき総務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融資産の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	5,351	5,351	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,595	9,595	—
(3) 投資有価証券	10,878	10,878	—
資 産 計	25,825	25,825	—
(1) 支払手形及び買掛金	4,994	4,994	—
(2) 短期借入金	6,556	6,556	—
(3) リース債務（流動負債）	350	350	—
(4) 未払法人税等	253	253	—
(5) 長期借入金	7,241	7,474	233
(6) 社債	4,500	4,502	2
(7) リース債務（固定負債）	413	408	△4
(8) 長期未払金	152	149	△3
負 債 計	24,461	24,690	228
デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	1	1	—

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) リース債務（流動負債）、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) 社債、(7) リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期未払金

時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格等によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	40
非連結子会社及び関連会社株式	2,522

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

8. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1 株当たり純資産額 | 386円50銭 |
| (2) 1 株当たり当期純利益 | 34円31銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品	: 売価還元法による原価法 (但し、コンベヤは個別法による原価法)
仕 掛 品	: 総平均法による原価法 (但し、コンベヤは個別法による原価法)
原材料・貯蔵品	: 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)	

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	: 定率法によっております。 但し、平成10年4月1日以降取得した建物(附属設備は除く)については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
無形固定資産	
ソフトウェア	: ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
そ の 他	: 定額法によっております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
リース資産	: 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費	: 社債発行費は当該社債の償還期間にわたり均等償却により費用計上しております。
-----------	---

(5) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金	: 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
賞 与 引 当 金	: 従業員の賞与の支払に備えるものであって、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金	: 役員の賞与の支払に備えるものであって、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
製品保証引当金	: 製品保証費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎に将来の発生見込額を計上しております。
退職給付引当金	: 従業員の退職給付に備えるものであって、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
(6) ヘッジ会計の方法	
①ヘッジ会計の方法	為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
②ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段 … 為替予約、金利スワップ ヘッジ対象 … 外貨建金銭債権、借入金の利息
③ヘッジ方針	為替予約については、外貨建取引に対するリスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引として、為替予約取引を行うものとしております。 金利スワップについては、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
④ヘッジの有効性評価の方法	為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。 金利スワップについては、リスク管理方針に従って、以下の条件を満たす金利スワップを締結しております。 Ⅰ 金利スワップの想定元本と長期借入金の元本金額が一致している。 Ⅱ 金利スワップと長期借入金の契約期間及び満期が一致している。 Ⅲ 長期借入金の変動金利のインデックスと金利スワップで受払いされる変動金利のインデックスが一致している。 Ⅳ 長期借入金と金利スワップの金利改定条件が一致している。 Ⅴ 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定である。

従って、金利スワップの特例処理の要件を満たしており、有効性の評価を省略しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(9) 消費税等の会計処理の方法

税抜方式を採用しております。

2. 追加情報

法人税率の変更等による影響

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を37.8%から35.4%に変更しております。

この変更により、繰延税金資産（流動）の金額が13百万円減少するとともに、繰延税金負債（固定）の金額が3百万円増加し、法人税等調整額が17百万円増加しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建	物	299百万円				
構	築	物	0百万円			
機	械	及	び	装	置	0百万円
土	地	434百万円				
投	資	有	価	証	券	5,976百万円
計						6,712百万円

②担保に係る債務

短	期	借	入	金	2,820百万円
長期借入金（返済1年以内）					265百万円
長	期	借	入	金	3,019百万円
計					6,105百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 26,081百万円

(3) 保証債務

下記関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

P. T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING	740百万円
DAIDO SITTIPOL CO., LTD.	787百万円
DAIDO INDIA PVT. LTD.	32百万円
DAIDO CORPORATION OF AMERICA	281百万円
DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.	181百万円

上記の保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

①短期金銭債権	3,197百万円
②短期金銭債務	537百万円

(5) 受取手形裏書譲渡高 321百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売	上	高	9,978百万円
仕	入	高	3,880百万円
営業取引以外の取引高			681百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式	48,827株
---------	---------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	116百万円
退職給付引当金	964百万円
減損損失	133百万円
その他	750百万円
繰延税金負債（固定）との相殺	△1,050百万円

繰延税金資産小計 914百万円

評価性引当額 706百万円

繰延税金資産合計 208百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△141百万円
その他有価証券評価差額金	△2,595百万円
繰延税金資産（固定）との相殺	1,050百万円
繰延税金負債合計	△1,686百万円
繰延税金負債の純額	△1,477百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 の 名 称	議 決 権 等 の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社D. I. D	所有 直接 100.00	当社の製品の販売 及び材料・工具類 を当社へ納入	チェーンの 販売等	6,576	受取手形及び 売掛金	2,169

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 価格その他の取引条件は、一般の取引条件と同様に決定しております。

種 類	会 社 の 名 称	議 決 権 等 の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	P. T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING	所有 直接 75.00	設備・設備部品を 当社より販売及び リムを当社へ納入	債務の保証	740	—	—
子会社	DAIDO SITTIPOLO CO., LTD.	所有 直接 51.00	チェーン及びチェ ーン部品等の販 売・仕入、役員の 兼務	債務の保証	787	—	—
子会社	DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.	所有 直接 100.00	チェーン部品、設 備・設備部品を当 社より販売	資金の貸付 (△) 返済	400 (△258)	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金	658 337

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 債務保証は、子会社の金融機関からの借入に対し当社が保証を行っているものであります。なお、担保等の提供は受けておりません。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保等の提供は受けておりません。

(4) 兄弟会社等

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

274円83銭

(2) 1株当たり当期純利益

12円78銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。